

五泉市グリーン購入基本方針

1. 目的

地球温暖化や廃棄物など今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造に起因している。この問題の解決には、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会へ移行していくことが不可欠である。

また、平成13年4月に「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(グリーン購入法)が施行され、地方公共団体においても、環境物品等への需要の転換を図る措置を講ずるよう努めるものと定められている。

このような状況から、本市においても、循環型社会の実現による環境問題の解決に寄与することを目的として、環境負荷の少ない物品等の調達(以下「グリーン購入」という。)を推進する。

2. 実施範囲

市が行う全ての事務事業で実施する。

3. 購入原則

(1) 物品等のライフサイクル(資源採取から廃棄まで)において環境負荷の低減を考慮されたもの(以下「環境物品等」という。)を選択するよう努める。

- ・再生材料や廃材を使用している
- ・資源やエネルギーの使用(消費)が少ない
- ・長期使用できる(耐久性がある、修理・部品の交換が可能)
- ・再使用できる
- ・再生使用できる
- ・消耗品の詰め替えができる
- ・包装が簡単で包装材が環境に配慮している
- ・環境ラベル(エコマーク、グリーンマークなど)を取得している
- ・使用済み製品の回収・リサイクルシステムがある
- ・廃棄の処理や処分が容易である

(2) 購入総量を抑制するため、物品等の合理的な使用と必要最小限の購入に努める。

(3) 国等から提供される環境物品等に関する情報を活用する。

4. 特定調達品目等

(1) 重点的にグリーン購入を推進し調達目標を定める品目(以下「特定調達品目」という。)及び購入する場合の判断基準・調達目標等は、別表を定め、毎年度見直しを行なう。

(2) 特定調達品目以外でも、必ず「3. 購入原則」及び国の判断基準(環境物品等の調達の推進に関する基本方針)に準じて選択する。

5. 推進方法

- (1) 各課等においては、環境物品等を優先的に選択するとともに、特定調達品目の購入実績を把握する。
- (2) 特定調達品目の購入実績は、環境保全課でとりまとめ、公表する。
- (3) 特定調達品目及び判断基準・調達目標等の見直しについては、五泉市地球温暖化対策率先実行計画の管理部門で行なう。

この基本方針は、平成21年4月1日より施行する。